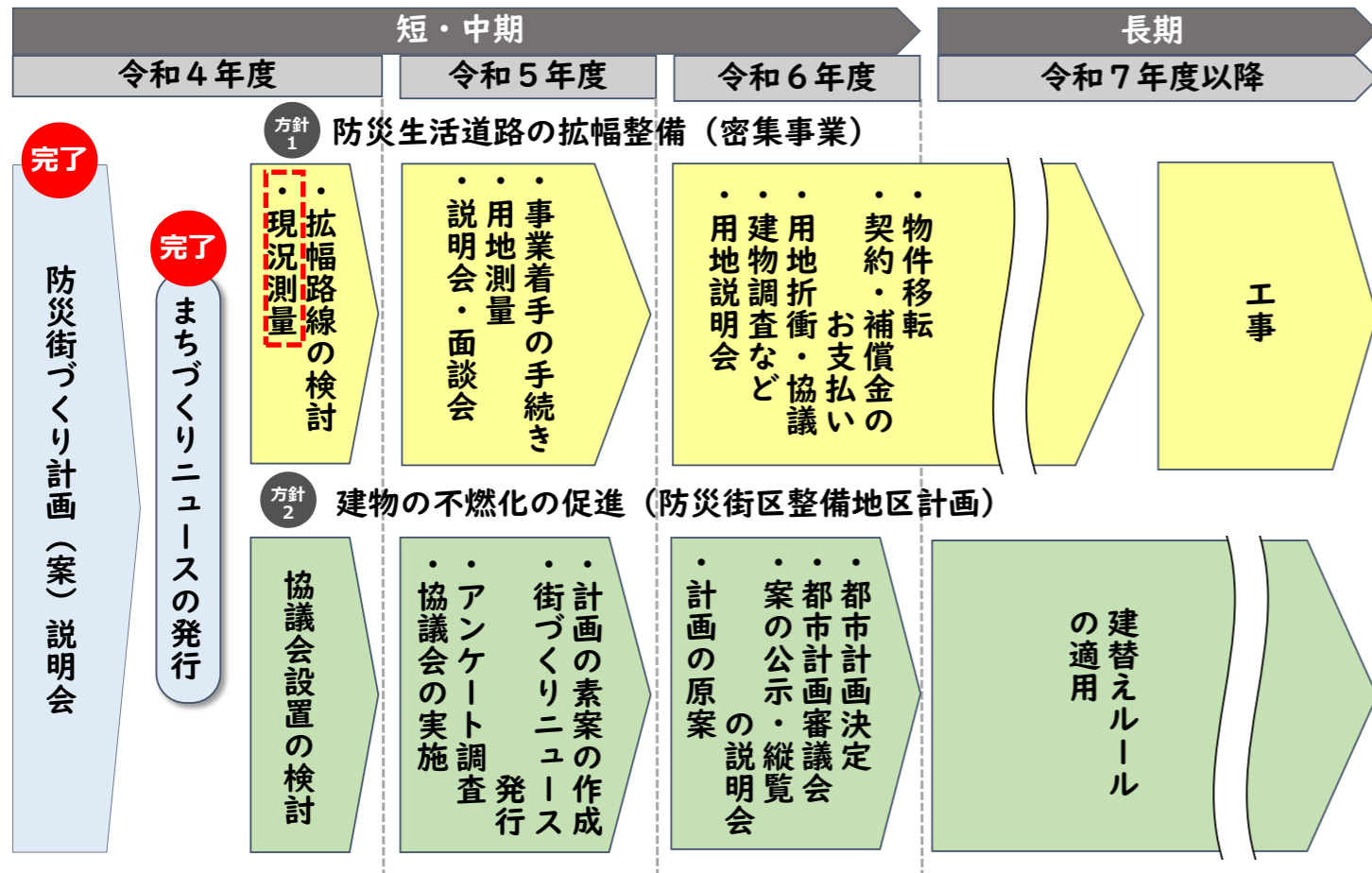


# 今後の進め方

今後は、『西新小岩五丁目地区防災街づくり計画』に基づき、地域にお住まいの方や土地・建物等の権利者の皆様のご理解とご協力を頂きながら、下記スケジュールで防災生活道路の拡幅整備や建物の不燃化の促進に取り組んでまいります。

## スケジュールについて



令和4年夏頃から、防災生活道路A路線、B路線の道路の形や皆様の家の形などを測量する予定です。  
測量を始める前には、沿道の皆様にお知らせを投函させていただきますので、よろしくお願いいたします。

～西新小岩五丁目地区の街づくりに関しては、  
下記連絡先にお問い合わせ下さい～



葛飾区 都市整備部 街づくり推進担当課  
担当：大谷・門倉 電話：03-5654-8391(直通)

# 西新小岩五丁目地区 街づくりニュース 防災街づくり計画(案)説明会を開催しました



発行：葛飾区 都市整備部 街づくり推進担当課

## はじめに

西新小岩五丁目地区は、幅員4m未満の細街路が多く、老朽木造建築物が密集しており、東京都「地震に関する地域危険度測定調査(第8回)」における総合危険度及び火災危険度のランクが最も高いレベル5となっています。また、幅員6m以上の道路が不足していることから、消防活動に支障をきたしております。

こうした現状から、令和3年10月6日には、町会から「西新小岩五丁目地区防災まちづくり構想」が区に提案されました。

区では提案を受け、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現に向け、防災生活道路の拡幅整備や建物の不燃化などの具体的な取組を示した「西新小岩五丁目地区防災街づくり計画(案)」を作成し、お住まいの方や土地・建物等の権利者の皆様を対象とした説明会を4月16日(土)に開催いたしました。

この街づくりニュースでは、説明会における質疑応答や今後のスケジュールについてお知らせします。

## 開催概要

日時：令和4年4月16日(土)  
14時～15時  
会場：新小岩北地区センターホール  
参加者数：34名



説明会の配布資料や防災街づくり計画(案)につきましては、  
区ホームページ(URL、QRコード)からご確認いただけます。



<https://www.city.katsushika.lg.jp/kurashi/1000060/1003610/1026711.html>

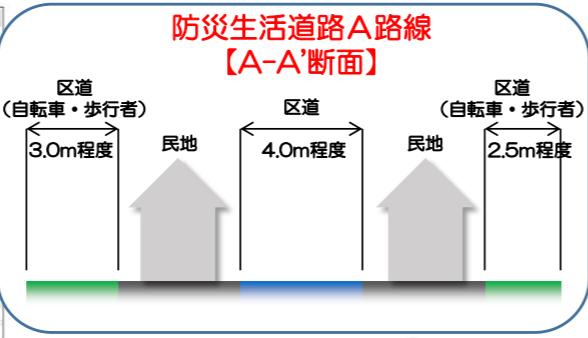
1. 計画の進め方について

- Q1 今までに住民への計画の周知はしていますか。
- A1 昨年度より町会主体で検討会を2回開催し、街づくりニュースを全地区に配布させていただいています。
- Q2 スケジュールを前倒して、早く進めて欲しいです。
- A2 安全性、実効性の高い方策を着実に検討し、沿道住民の皆様に丁寧にご説明しながら、速やかに進めて参りたいと考えています。

2. 防災生活道路の拡幅整備(密集事業について)

①拡幅線について

- Q3 路線A、Bのうち、路線Aの拡幅が広いのはなぜですか。
- A3 路線Aは民地を挟むため、広い範囲で検討する必要があり、検討対象として幅を広く示しています。幅員は、防災性、安全性を考慮して適切な幅を今後決定します。



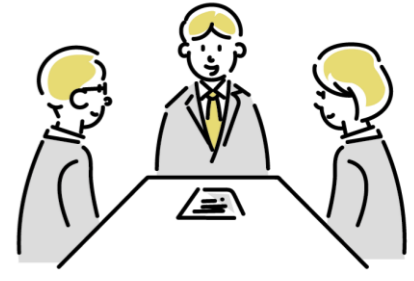
②密集事業のスケジュールについて

- Q4 どのような手順で道路拡幅が決定するのでしょうか。
- A4 現況測量、拡幅線(案)の作成、説明会・個別面談、用地測量を経て、国等に事業着手の手続きを行います。事業着手の手続き後、拡幅線に係る用地取得の折衝を進めてまいりたいと考えております。
- Q5 道路拡幅は決定事項ですか。
- A5 事業着手の手続きまでに、拡幅線に関する説明会や面談会、用地測量の機会を通じて意見交換させて頂きながら、事業に対するご理解を頂きたいと考えております。

2. 防災生活道路の拡幅整備(密集事業について)

③拡幅に伴う補償について

- Q6 移転する場合の補償内容はどうなりますか。
- A6 補償金は、用地測量や物件調査等を踏まえ、基準に基づいて算定させていただきます。
- Q7 契約・補償金等の補償内容が確定していない状態で、用地測量で境界を確認すると、移転に同意したことになってしまうのでしょうか。
- A7 用地測量における境界確認は、移転に関する合意ではありません。あくまで、補償算定後の用地補償契約を締結した段階で、移転が確定することとなります。
- Q8 事前に費用が、どれぐらいかかるかわからないと契約ができません。
- A8 契約時、詳細の路線の位置に加え、皆様の土地の影響する範囲について調査させていただきます。調査結果の内容についてご了承を頂いてから、費用の算定作業に入り、移転に伴う補償額等をご提示後に、ご契約について判断していただくこととなります。
- Q9 物件は今すぐに移転しなければなりませんか。
- A9 移転については、用地補償契約締結後となりますので、事業着手後すぐに移転しなければならないことはありません。



3. 細街路(建築基準法42条2項道路)の拡幅整備について

- Q10 2項道路では何か事業を行いますか。
- A10 建物前面の道路が2項道路に指定されている場合は、建替えに合わせて、道路中心線から2m後退していただく必要があります。区では区内全域において、後退した境界線までの後退用地や、すみ切り用地を区で舗装を行う「細街路拡幅整備事業」を進めています。このような事業も、着実に進めることで、燃えにくい街づくりにつながると考えています。